

でんさいのご利用の際の留意事項について

新			旧		
項目	ご注意いただきたいこと	利用規定等の記載	項目	ご注意いただきたいこと	利用規定等の記載
7. 利用料	(1)当社所定の手数料をお支払いいただきます。 (注) 当社所定の手数料は、当社のホームページ、パンフレットにてご確認ください。 (2)全銀電子債権ネットワーク社からお客さまに対し、直接、手数料等の費用を請求することは原則としてありません。	利用規定 <a href="#">第 57 条、第 58 条</a> 業務規程 第 61 条	7. 利用料	(1)当社所定の手数料をお支払いいただきます。 (注) 当社所定の手数料は、当社のホームページ、パンフレットにてご確認ください。 (2)全銀電子債権ネットワーク社からお客さまに対し、直接、手数料等の費用を請求することは原則としてありません。	利用規定 <del>第 54 条、第 55 条</del> 業務規程 第 61 条
8. でんさい（*4）の発生（手形の振出に相当）	(1)でんさいを発生させる際の債権金額は、1万円以上100億円未満です。なお、債権金額は、1円単位で設定いただけます。 (2)でんさいの支払期日（手形のサイト）は、電子記録年月日（でんさいの発生日）から起算して7銀行営業日経過した日以降で10年後の応当日までの範囲で設定いただけます。 <del>(3)を削除</del>	利用規定 <a href="#">第 25 条、第 26 条</a> 業務規程 第 30 条 業務規程細則 第 17 条	8. でんさい（*4）の発生（手形の振出に相当）	(1)でんさいを発生させる際の債権金額は、1万円以上100億円未満です。なお、債権金額は、1円単位で設定いただけます。 (2)でんさいの支払期日（手形のサイト）は、電子記録年月日（でんさいの発生日）から起算して7銀行営業日経過した日以降で10年後の応当日までの範囲で設定いただけます。 <del>(3)当社は、債権者からでんさいネットに対して記録請求を行い、債務者が応諾することにより、でんさいが発生する「債権者請求方式」のお取扱いはできません。</del>	利用規定 <a href="#">第 24 条、第 25 条</a> 業務規程 第 30 条 業務規程細則 第 17 条
9. でんさいの譲渡（手形の裏書に相当）	(1)でんさいを譲渡する場合は、当該でんさいを保証していただく取扱いになります（手形の裏書に相当）。すなわち、債務者が支払えなかった場合には（支払不能*5）、でんさいを譲渡したお客さまは、債権者に対して、支払義務を負うこととなります。 (2)債権者利用限定特約（でんさいの債務者とはならない特約、利用者区分（*6）が「債権者限定利用」のもの）を締結したお客さまであっても、でんさいを譲渡する場合は、当該でんさいを保証する取扱いになります。	利用規定 <a href="#">第 27 条、第 28 条</a> 業務規程 第 31 条 業務規程細則 第 19 条  利用規定 第 8 条	9. でんさいの譲渡（手形の裏書に相当）	(1)でんさいを譲渡する場合は、当該でんさいを保証していただく取扱いになります（手形の裏書に相当）。すなわち、債務者が支払えなかった場合には（支払不能*5）、でんさいを譲渡したお客さまは、債権者に対して、支払義務を負うこととなります。 (2)債権者利用限定特約（でんさいの債務者とはならない特約、利用者区分（*6）が「債権者限定利用」のもの）を締結したお客さまであっても、でんさいを譲渡する場合は、当該でんさいを保証する取扱いになります。	利用規定 <del>第 26 条、第 27 条</del> 業務規程 第 31 条 業務規程細則 第 19 条  利用規定 第 8 条
10. でんさいの分割譲渡	(1)でんさいは、債権金額を二つに分割して、片方のでんさいを譲渡することができます。 (注) 例：1,000万円のでんさいのうち、800万円を分割譲渡し、残りの200万円のでんさいを自分の債権として保有。 (2)分割のみの取扱いはできません。	利用規定 <a href="#">第 27 条、第 28 条</a> 業務規程 第 36 条 業務規程細則 第 29 条	10. でんさいの分割譲渡	(1)でんさいは、債権金額を二つに分割して、片方のでんさいを譲渡することができます。 (注) 例：1,000万円のでんさいのうち、800万円を分割譲渡し、残りの200万円のでんさいを自分の債権として保有。 (2)分割のみの取扱いはできません。	利用規定 <a href="#">第 26 条、第 27 条</a> 業務規程 第 36 条 業務規程細則 第 29 条
11. でんさいの取消等	でんさいの発生、譲渡等は、記録日から起算して5銀行営業日の間は、発生、譲渡等の記録請求をしたお客さまの相手方が単独で取り消すことができます（当該期間を経過した場合は、「でんさいの記録内容の変更」の手続きが必要になります。）	利用規定 <a href="#">第 26 条、第 28 条</a> 業務規程 第 26 条 業務規程細則 第 23 条	11. でんさいの取消等	でんさいの発生、譲渡等は、記録日から起算して5銀行営業日の間は、発生、譲渡等の記録請求をしたお客さまの相手方が単独で取り消すことができます（当該期間を経過した場合は、「でんさいの記録内容の変更」の手続きが必要になります。）	利用規定 <del>第 25 条、第 27 条</del> 業務規程 第 26 条 業務規程細則 第 23 条
12. でんさい	利害関係者全員のご承諾が無いと、でんさいの記録内容を変更することはできません。	利用規定 <a href="#">第 32 条</a> 業務規程 第 33 条	12. でんさい	利害関係者全員のご承諾が無いと、でんさいの記録内容を変更することはできません。	利用規定 <del>第 31 条</del> 業務規程 第 33 条

新			旧		
の記録内容の変更	(注) 利害関係者が3名以上いる場合、でんさいの記録内容の変更が非常に困難になることがあります。でんさいの記録請求は、内容をよくご確認のうえ、行ってください。)	条 業務規程細則 第23条	の記録内容の変更	(注) 利害関係者が3名以上いる場合、でんさいの記録内容の変更が非常に困難になることがあります。でんさいの記録請求は、内容をよくご確認のうえ、行ってください。)	条 業務規程細則 第23条
14. でんさいの決済(支払い)(口座間送金決済(*7))	<p>(1) でんさいの決済(支払い)は、「口座間送金決済」により行います。債務者のお客さまは、当該でんさいの口座間送金決済に間に合うよう、決済口座に資金をご準備ください。</p> <p>(注) 当社については、でんさいの支払期日の前銀行営業日までに当社の決済口座に資金をご準備ください。</p> <p>(2) 支払期日に口座間送金決済による支払いができない場合、債務者のお客さまには支払不能処分(手形の不渡処分と同様の処分)が科されます。(注) 詳しくは、「16. 支払不能処分制度」をご参照ください。</p> <p>(3) 支払資金は、支払期日に債権者口座に送金されます。ただし、債権者口座への入金時間は、債務者の資金準備状況などによって異なります。入金状況は、自身の窓口金融機関にご確認ください。</p> <p>(注) 債務者さまの資金準備状況のお問合せには応じることはできませんので、ご了承ください。</p> <p>(4) 債務者と債権者の間の取り決めにより、口座間送金決済以外の方法で支払いをした場合であっても、支払期日の3銀行営業日前までに支払等記録が記録されていない場合は、口座間送金決済が行われず。</p> <p>(5) 債務者に支払不能が発生した場合、電子記録保証人(*8)(でんさいの譲渡人を含む、以下同じ。)は、債権者に対して、支払義務を負います。</p> <p>(6) 電子記録保証人が債務者に代わって支払いをし、かつ、支払者として支払等記録を記録した場合、特別求償権(*9)を取得します。電子記録保証人はご自身より前に記録されているすべての電子記録保証人および債務者に対して、求償することができます。</p>	<p>利用規定 <u>第42条、第43条</u> 業務規程 第40条、第42条、第43条 業務規程細則 第39条、第40条</p> <p>利用規定 <u>第45条、第46条</u> 業務規程 第46条～第49条 業務規程細則 第43～第45条</p> <p>利用規定 <u>第42条、第43条</u> 業務規程 第42条 業務規程細則 第39条、第40条</p> <p>業務規程細則 第38条</p> <p>利用規定 <u>第27条、第28条</u> 業務規程 第40条 業務規程 第32条、第40条 電子記録債権法 第35条</p>	14. でんさいの決済(支払い)(口座間送金決済(*7))	<p>(1) でんさいの決済(支払い)は、「口座間送金決済」により行います。債務者のお客さまは、当該でんさいの口座間送金決済に間に合うよう、決済口座に資金をご準備ください。</p> <p>(注) 当社については、でんさいの支払期日の前銀行営業日までに当社の決済口座に資金をご準備ください。</p> <p>(2) 支払期日に口座間送金決済による支払いができない場合、債務者のお客さまには支払不能処分(手形の不渡処分と同様の処分)が科されます。(注) 詳しくは、「16. 支払不能処分制度」をご参照ください。</p> <p>(3) 支払資金は、支払期日に債権者口座に送金されます。ただし、債権者口座への入金時間は、債務者の資金準備状況などによって異なります。入金状況は、自身の窓口金融機関にご確認ください。</p> <p>(注) 債務者さまの資金準備状況のお問合せには応じることはできませんので、ご了承ください。</p> <p>(4) 債務者と債権者の間の取り決めにより、口座間送金決済以外の方法で支払いをした場合であっても、支払期日の3銀行営業日前までに支払等記録が記録されていない場合は、口座間送金決済が行われず。</p> <p>(5) 債務者に支払不能が発生した場合、電子記録保証人(*8)(でんさいの譲渡人を含む、以下同じ。)は、債権者に対して、支払義務を負います。</p> <p>(6) 電子記録保証人が債務者に代わって支払いをし、かつ、支払者として支払等記録を記録した場合、特別求償権(*9)を取得します。電子記録保証人はご自身より前に記録されているすべての電子記録保証人および債務者に対して、求償することができます。</p>	<p>利用規定 <del>第39条、第40条</del> 業務規程 第40条、第42条、第43条 業務規程細則 第39条、第40条</p> <p>利用規定 <del>第42条、第43条</del> 業務規程 第46条～第49条 業務規程細則 第43～第45条</p> <p>利用規定 <del>第39条、第40条</del> 業務規程 第42条 業務規程細則 第39条、第40条</p> <p>業務規程細則 第38条</p> <p>利用規定 <del>第26条、第27条</del> 業務規程 第40条 業務規程 第32条、第40条 電子記録債権法 第35条</p>
15. 口座間送金決済の中止	債務者のお客さまは、契約不履行等、でんさいの支払いを中止する正当な理由がある場合、債権者の同意がなくても、口座間送金決済を中止することができます。ただし、この場合でも口座間送金決済が行われていないため、「支払不能」として取り扱われ、支払不能処分の対象となりますので、必ず窓口金融機関を通じて口座間送金決済の中止	利用規定 <u>第44条</u> 業務規程 第44条、第47条、48条、50条 業務規程細則 第42条、第46条	15. 口座間送金決済の中止	債務者のお客さまは、契約不履行等、でんさいの支払いを中止する正当な理由がある場合、債権者の同意がなくても、口座間送金決済を中止することができます。ただし、この場合でも口座間送金決済が行われていないため、「支払不能」として取り扱われ、支払不能処分の対象となりますので、必ず窓口金融機関を通じて口座間送金決済の中止	利用規定 <u>第44条</u> 業務規程 第44条、第47条、48条、50条 業務規程細則 第42条、第46条

新			旧		
	<p>の依頼と併せて異議申立をしてください。</p> <p>(注) 詳しくは、「17. 異議申立の手続」をご参照ください。</p>			<p>の依頼と併せて異議申立をしてください。</p> <p>(注) 詳しくは、「17. 異議申立の手続」をご参照ください。</p>	
16 . 支 払 不 能 処 分 制 度  ( 手 形 の 不 渡 処 分 制 度 に 相 当 )	<p>(1) 支払期日に口座間送金決済による支払いができなかった場合(支払不能)、原則として当該債務者のお客さまには、支払不能処分が科されます。</p> <p>(2) 支払不能処分の主な内容は、以下のとおりです。</p> <p>(3) でんさいの債務者に1回目の支払不能があった場合、この情報はすべての参加金融機関に対して通知されます。</p> <p>(4) 1回目の支払不能となったでんさいの支払期日から6か月以内に2回目の支払不能があった場合、当該債務者に対して、2年間の「取引停止処分」が科されます。この情報はすべての参加金融機関に対して通知されます。「取引停止処分」が適用された債務者は、「債務者利用停止措置」および「参加金融機関との間の貸出取引禁止」が科されます。</p> <p>(5) 同日に複数のでんさいが支払不能となった場合は、1回とカウントします。</p> <p>(6) 手形交換所の不渡処分制度とは別の制度ですので、手形の不渡処分回数との合算はいたしません。</p>	<p>利用規定 <a href="#">第 44 条</a>~<a href="#">第 46 条</a> 業務規程 第 47 条 ~第 49 条 業務規程細則 第 43 ~第 45 条</p>	16 . 支 払 不 能 処 分 制 度  ( 手 形 の 不 渡 処 分 制 度 に 相 当 )	<p>(1) 支払期日に口座間送金決済による支払いができなかった場合(支払不能)、原則として当該債務者のお客さまには、支払不能処分が科されます。</p> <p>(2) 支払不能処分の主な内容は、以下のとおりです。</p> <p>(3) でんさいの債務者に1回目の支払不能があった場合、この情報はすべての参加金融機関に対して通知されます。</p> <p>(4) 1回目の支払不能となったでんさいの支払期日から6か月以内に2回目の支払不能があった場合、当該債務者に対して、2年間の「取引停止処分」が科されます。この情報はすべての参加金融機関に対して通知されます。「取引停止処分」が適用された債務者は、「債務者利用停止措置」および「参加金融機関との間の貸出取引禁止」が科されます。</p> <p>(5) 同日に複数のでんさいが支払不能となった場合は、1回とカウントします。</p> <p>(6) 手形交換所の不渡処分制度とは別の制度ですので、手形の不渡処分回数との合算はいたしません。</p>	<p>利用規定 <a href="#">第44 条</a>~<a href="#">第43 条</a> 業務規程 第 47 条 ~第 49 条 業務規程細則 第 43 ~第 45 条</p>
17 . 異 議 申 立 の 手 続	<p>(1) 契約不履行等、でんさいの支払いを中止する正当な理由がある場合に口座間送金決済を中止するときは、債務者のお客さまは異議申立をすることにより、支払不能処分を猶予してもらうことができます。</p> <p>(2) ただし、債務者のお客さまが異議申立をする場合には、支払期日の前銀行営業日までに窓口金融機関にその旨の申し出をしていただき、支払期日までに債権金額相当額(異議申立預託金)を窓口金融機関にお預けいただくことが必要です。</p> <p>(注) 異議申立預託金は、異議申立の手続が終了したときに返還します。</p>	<p>利用規定 <a href="#">第 48 条</a>、<a href="#">第 49 条</a> 業務規程 第 50 条、51 条 業務規程細則 第 46 ~第 48 条</p>	17 . 異 議 申 立 の 手 続	<p>(1) 契約不履行等、でんさいの支払いを中止する正当な理由がある場合に口座間送金決済を中止するときは、債務者のお客さまは異議申立をすることにより、支払不能処分を猶予してもらうことができます。</p> <p>(2) ただし、債務者のお客さまが異議申立をする場合には、支払期日の前銀行営業日までに窓口金融機関にその旨の申し出をしていただき、支払期日までに債権金額相当額(異議申立預託金)を窓口金融機関にお預けいただくことが必要です。</p> <p>(注) 異議申立預託金は、異議申立の手続が終了したときに返還します。</p>	<p>利用規定 <a href="#">第45 条</a>~<a href="#">第46 条</a> 業務規程 第 50 条、51 条 業務規程細則 第 46 ~第 48 条</p>
18 . 記 録 事 項 の 開 示	<p>「記録事項」の開示請求ができる者は、当該でんさいの利害関係者(債務者、債権者、電子記録保証人(でんさいの譲渡人を含む。))とその窓口金融機関です。</p>	<p>利用規定 <a href="#">第 55 条</a> 業務規程 第 57 条~第 60 条 業務規程細則 第 56 条~ 58 条</p>	18 . 記 録 事 項 の 開 示	<p>「記録事項」の開示請求ができる者は、当該でんさいの利害関係者(債務者、債権者、電子記録保証人(でんさいの譲渡人を含む。))とその窓口金融機関です。</p>	<p>利用規定 <a href="#">第52 条</a> 業務規程 第 57 条~第 60 条 業務規程細則 第 56 条~ 58 条</p>
19 . 他 の 記 録 機 関 と の 関 係 ( 記	<p><u>(1) でんさいネットと提携した他の電子債権記録機関の電子記録債権を、特定記録機関変更記録によりでんさいネットに移動することで、でんさいネットでお取り扱いすることができません。実施にあたり、債権者と債務者の双方が債権者請求方式を</u></p>	<p>利用規定 <a href="#">第 22 条</a>、<a href="#">第 37 条</a>、<a href="#">第 38 条</a> 業務規程 <a href="#">第 37 条</a> 業務規程細則 <a href="#">第 32 条</a></p>	19 . 他 の 記 録 機 関 と の 関 係	<p><u>他の電子債権記録機関の電子記録債権は、でんさいネットでお取り扱いすることができません。また、でんさいネットのでんさいも、他の電子債権記録機関でお取り扱いすることができません。</u></p>	

新		旧		
録機 関変 更記 録)	<p>利用可能であることが必要であるほか、「でんさいネット業務規程」および提携記録機関の定める条件を満たす必要があります。</p> <p>(2) なお、でんさいネットの電子記録債権は、他の電子債権記録機関に移動することはできません。</p>			

## 埼玉りそな銀行 電子記録債権 利用規定

新	旧
<p style="text-align: right; color: red;">2019年7月8日</p>	<p style="text-align: right; color: red;">2013年2月4日</p>
<p>第3章 利用者 第8条（利用申込） 5. <u>第57条</u>に定める手数料の引落口座（以下、「手数料引落口座」といいます。）を指定するものとします。手数料引落口座は、利用者と同一名義の普通預金または当座預金とします。</p> <p>第4章 電子記録通録 第21条（電子記録の請求・受付） 1. 利用者がでんさいネットに対し電子記録の請求をする場合、第9条の定めのとおり、「りそなビジネスダイレクト」を利用し、当社へ請求する方法により行うものとします。</p> <p>2. 利用者は、記録請求を受けた当社およびでんさいネットが、その事務を処理するのに合理的な範囲で日時を要する場合がある点を了承したうえ、これにより損害が生じることがあっても責任追及ができないことを承諾するものとします。</p> <p><u>3. 第22条第2項に定める特定記録機関変更記録の請求については、利用者が提携記録機関を行うこととします。</u></p> <p><u>4. 第22条第2項に定める特定記録機関変更記録の請求に関する事項については、「でんさいネット業務規程」および提携記録機関の定めによるものとします。</u></p> <p><u>第22条（他の記録機関との関係）</u> 1. <u>でんさいネット以外の電子債権記録機関のうち、でんさいネットとの間で記録機関変更記録に係る提携契約を締結した電子債権記録機関を提携記録機関といたします。</u></p> <p>2. <u>提携記録機関の電子債権記録について、その電子記録を行う電子債権記録機関を、でんさいネットに変更する記録を「特定記録機関変更記録」といいます。</u></p> <p>3. <u>提携記録機関の電子記録債権を特定記録機関変更記録によりでんさいネットに移動することで、でんさいネットでお取り扱することができます。なお、でんさいネットの電子記録債権は、他の電子債権記録機関に移動することはできません。</u></p> <p><u>第23条（電子記録の請求制限等）</u> 1. 利用者は、当社に対して、次の各号に定める電子記録の請求を行うことができません。 (1) でんさいネットの休業日を記録日とする電子記録 <u>(2) を削除</u> (2) 信託の電子記録（信託の受託者としての利用） <u>(3) その他、「でんさいネット業務規程」および本規定に定める制限に違反する電子記録</u></p> <p>4. 利用者は、「許可先」として指定した利用者（他金融機関の利用者を含む）以外からの、<u>第25条</u>以降で定める、発生記録請求、譲渡記録請求（譲渡記録に随伴する保証記録請求を含む）、単独の保証記録請求を拒否する機能（以下、「指定許可機能」といいます。）を利用することができます。指定許可機能の利用にあたっては、申込書面等にその旨を記載したうえで、利用者が「りそなビジネスダイレクト」にて「指定先」の登録を行うものとします。</p> <p><u>第24条（電子記録の通知）</u> 3. 利用者は、「りそなビジネスダイレクト」により、<u>第25条</u>以降で定める、発生記録・譲渡記録・分割記録について、でん</p>	<p>第3章 利用者 第8条（利用申込） 5. <u>第54条</u>に定める手数料の引落口座（以下、「手数料引落口座」といいます。）を指定するものとします。手数料引落口座は、利用者と同一名義の普通預金または当座預金とします。</p> <p>第4章 電子記録通録 第21条（電子記録の請求・受付） 1. 利用者がでんさいネットに対し電子記録の請求をする場合、第9条の定めのとおり、「りそなビジネスダイレクト」を利用し、当社へ請求する方法により行うものとします。</p> <p>2. 利用者は、記録請求を受けた当社およびでんさいネットが、その事務を処理するのに合理的な範囲で日時を要する場合がある点を了承したうえ、これにより損害が生じることがあっても責任追及ができないことを承諾するものとします。</p> <p><u>第22条（電子記録の請求制限等）</u> 1. 利用者は、当社に対して、次の各号に定める電子記録の請求を行うことができません。 (1) でんさいネットの休業日を記録日とする電子記録 <u>(2) 債権者請求方式による発生記録請求の電子記録</u> <del>(3) 信託の電子記録（信託の受託者としての利用）</del> <del>(4) その他、「でんさいネット業務規程」および本規定に定める制限に違反する電子記録</del></p> <p>4. 利用者は、「許可先」として指定した利用者（他金融機関の利用者を含む）以外からの、<u>第24条</u>以降で定める、発生記録請求、譲渡記録請求（譲渡記録に随伴する保証記録請求を含む）、単独の保証記録請求を拒否する機能（以下、「指定許可機能」といいます。）を利用することができます。指定許可機能の利用にあたっては、申込書面等にその旨を記載したうえで、利用者が「りそなビジネスダイレクト」にて「指定先」の登録を行うものとします。</p> <p><u>第23条（電子記録の通知）</u> 3. 利用者は、「りそなビジネスダイレクト」により、<u>第24条</u>以降で定める、発生記録・譲渡記録・分割記録について、でんさいネットが定める標準フォーマットを作成し、記録請求の種類ごとに複数の請求を一括して、でんさいネットに送信できる</p>

新	旧
<p>さいネットが定める標準フォーマットを作成し、記録請求の種類ごとに複数の請求を一括して、でんさいネットに送信できる機能（以下、一括記録請求といいます。）を利用することができます。ただし、一括記録請求により送信したデータを一括して取り消すことはできません。</p> <p><u>4. その他の取引内容の通知、確認等は「でんさいネット業務規程等」に従うものとします。</u></p> <p>第5章 電子記録の請求および記録に関する事項  <b>第25条</b>（発生記録の請求）    利用者は、当社に対して、次の各号に定める発生記録の請求を行うことができません。    （1）「でんさいネット業務規程」にて請求できないこととされている請求    （2）「りそなビジネスダイレクト利用規定」にて定める所定の時間外の請求  <u>（3）を削除</u></p> <p><b>第26条</b>（発生記録に関する手続）    1. 当社は、利用者が自らを債務者<b>または債権者</b>とするでんさいの発生記録の請求を受けるものとします。</p> <p>4. 発生記録請求の撤回について、以下の通りとします。  <u>（1）債務者請求方式の場合、債務者は発生記録請求を撤回することはできません。ただし、予約による記録請求の場合は、電子記録指定日が到来するまでは、債権者による譲渡の予約等、他の記録請求がなされた場合を除き、記録請求者による単独での予約の撤回をできるものとします。</u>  <u>（2）債権者請求方式の場合、債権者は発生記録請求を撤回することはできません。ただし、予約による記録請求の場合は、電子記録指定日が到来するまでに、すでに債務者が発生に承諾、または否認した場合を除き、記録請求者による単独での予約の撤回を可能とします。</u></p> <p>5. 発生記録請求に異議がある場合の手続は、以下の通りとします。  <u>（1）債務者請求方式の場合、利用者は、当該でんさいの債権者として、第3項の通知を受領した場合は、その通知または開示請求により内容の確認を行い、内容に異議等がある場合には、「でんさいネット業務規程」に基づき、記録日を含め5銀行営業日以内に、当社を通じ、でんさいネットに対し当該電子記録を削除する旨の変更記録の請求をすることができるものとします。また、予約による発生記録においては、電子記録指定日が到来するまでの期間は、債権者が単独で予約を否認することができるものとします。</u>  <u>（2）債権者請求方式の場合、利用者は、当該でんさいの債務者として、第3項の通知を受領した場合は、その通知または開示請求により内容の確認を行い、内容に異議等がある場合には、「でんさいネット業務規程」に基づき、承諾依頼通知日を含め5銀行営業日以内に、当社を通じ、でんさいネットに対し否認する、もしくは回答をしないものとし、この場合、当該でんさいは発生しないものとします。また、予約による発生記録においては、電子記録指定日が到来するまでの期間は、すでに債務者が発生に承諾、または否認した場合を除き、記録請求者による単独での予約の撤回を可能とします。</u></p> <p>6. 前項1号の削除する旨の変更記録の請求に伴い、でんさいネットにて当該変更記録を行った場合、当社は、遅滞なく、でんさいネットの依頼に基づき当該でんさいの債権者および債務者へ、当該でんさいの内容について通知（電子メール等）を行います。</p>	<p>機能（以下、一括記録請求といいます。）を利用することができます。ただし、一括記録請求により送信したデータを一括して取り消すことはできません。</p> <p>第5章 電子記録の請求および記録に関する事項  <b>第24条</b>（発生記録の請求）    利用者は、当社に対して、次の各号に定める発生記録の請求を行うことができません。    （1）「でんさいネット業務規程」にて請求できないこととされている請求    （2）「りそなビジネスダイレクト利用規定」にて定める所定の時間外の請求  <del>（3）自らを債権者とする発生記録（発生記録の債権者請求方式）</del></p> <p><b>第25条</b>（発生記録に関する手続）    1. 当社は、利用者が自らを債務者とするでんさいの発生記録の請求を受けるものとします。</p> <p>4. 発生記録請求を撤回することはできません。ただし、予約による記録請求の場合は、電子記録指定日が到来するまでは、債権者による譲渡の予約等、他の記録請求がなされた場合を除き、記録請求者による単独での予約の撤回をできるものとします。</p> <p>5. 利用者は、当該でんさいの債権者として、第3項の通知を受領した場合は、その通知または開示請求により内容の確認を行い、内容に異議等がある場合には、「でんさいネット業務規程」に基づき、記録日を含め5銀行営業日以内に、当社を通じ、でんさいネットに対し当該電子記録を削除する旨の変更記録の請求をすることができるものとします。また、予約による発生記録においては、電子記録指定日が到来するまでの期間は、債権者が単独で予約を否認することができるものとします。</p> <p>6. 前項の削除する旨の変更記録の請求に伴い、でんさいネットにて当該変更記録を行った場合、当社は、遅滞なく、でんさいネットの依頼に基づき当該でんさいの債権者および債務者へ、当該でんさいの内容について通知（電子メール等）を行います。</p>

新	旧
<p><b>第 27 条 (譲渡記録・分割記録の請求)</b>            利用者は、当社に対して、次の各号に定める譲渡記録および分割記録の請求を行うことができません。なお、<b>第 28 条</b>において、譲渡記録請求に分割記録請求を含むものとします。</p> <p><b>第 28 条 (譲渡記録に関する手続)</b></p> <p><b>第 29 条 (口座間送金決済以外の支払等記録の請求)</b>            7. 第 1 項の第 3 号および第 4 号等の「でんさいネット業務規程」で定める、支払等記録請求を受付できない期間で、当事者間で決済を行った場合は、<b>第 44 条</b>に定める口座間送金決済の中止依頼を行う等、当事者間で必要措置を行うものとします。</p> <p><b>第 30 条 (口座間送金決済以外の支払等記録に関する手続) ~</b>  <b>第 33 条 (保証記録の請求) まで 項番のみ変更 (繰り下げ)</b></p> <p><b>第 34 条 (保証記録に関する手続)</b>            1. 当社は、利用者が自らを債権者とするでんさいの保証記録の請求を受けるものとします。            また、保証記録の請求にあたり、当該でんさいの債務者の同意は不要です。なお、譲渡記録とともにを行う保証記録の請求手続については、<b>第 27 条および第 28 条</b>の規定に従うものとします。</p> <p><b>第 35 条 (強制執行等に伴う電子記録)</b></p> <p><b>第 36 条 (電子記録の訂正および回復)</b></p> <p><b>第 37 条 (特定記録機関変更記録の請求)</b>  <u>利用者は「でんさいネット業務規程」にて請求できないこととされている特定記録機関変更記録の請求を行うことはできません。</u></p> <p><b>第 38 条 (特定記録機関変更記録に関する手続)</b>  <u>特定記録機関変更記録の請求は、利用者が、「でんさいネット業務規程等」および提携記録機関の定める方法により、提携記録機関に対して行います。でんさいネットは提携記録機関から特定記録機関変更記録に係る通知を受け、特定記録機関変更記録を記録します。</u></p> <p>第 6 章 融資  <b>第 39 条 (融資申込) ~</b>  <b>第 50 条 (支払不能に関する異議申立、でんさい事故調査会) まで 項番のみ変更 (繰り下げ)</b>  <b>第 51 条 (異議申立手続の終了および異議申立預託金の返還)</b>            1. 利用者は、次の第 1 号で定める異議申立手続終了事由が生じ、かつ第 2 号で定める異議申立預託金の返還許可の申立ができる者の場合、<b>第 48 条、第 50 条</b>の異議申立手続の終了を申出で、でんさいネットに対し、異議申立預託金の返還許可を請求できるものとします。</p> <p>4. 債務者は、第 1 項の定めにかかわらず、<b>第 48 条</b>により預け入れた異議申立預託金について、不正作出を理由として、当社所定の書面 (異議申立預託金返還許可請求書等) にて異議申立預託金の返還許可を請求できるものとし、この場合、次項以降のとおり定めるものとします。</p> <p><b>第 52 条 (支払不能処分調査請求) ~</b>  <b>第 72 条 (協議事項) まで 項番のみ変更 (繰り下げ)</b></p> <p style="text-align: right;">以上</p>	<p><b>第 26 条 (譲渡記録・分割記録の請求)</b>            利用者は、当社に対して、次の各号に定める譲渡記録および分割記録の請求を行うことができません。なお、<b>第 27 条</b>において、譲渡記録請求に分割記録請求を含むものとします。</p> <p><b>第 27 条 (譲渡記録に関する手続)</b></p> <p><b>第 28 条 (口座間送金決済以外の支払等記録の請求)</b>            7. 第 1 項の第 3 号および第 4 号等の「でんさいネット業務規程」で定める、支払等記録請求を受付できない期間で、当事者間で決済を行った場合は、<b>第 41 条</b>に定める口座間送金決済の中止依頼を行う等、当事者間で必要措置を行うものとします。</p> <p><b>第 29 条 (口座間送金決済以外の支払等記録に関する手続) ~</b>  <b>第 32 条 (保証記録の請求) まで 項番のみ変更 (繰り下げ)</b></p> <p><b>第 33 条 (保証記録に関する手続)</b>            1. 当社は、利用者が自らを債権者とするでんさいの保証記録の請求を受けるものとします。            また、保証記録の請求にあたり、当該でんさいの債務者の同意は不要です。なお、譲渡記録とともにを行う保証記録の請求手続については、<b>第 26 条および第 27 条</b>の規定に従うものとします。</p> <p><b>第 34 条 (強制執行等に伴う電子記録)</b></p> <p><b>第 35 条 (電子記録の訂正および回復)</b></p> <p>第 6 章 融資  <b>第 36 条 (融資申込) ~</b>  <b>第 47 条 (支払不能に関する異議申立、でんさい事故調査会) まで 項番のみ変更 (繰り下げ)</b>  <b>第 49 条 (異議申立手続の終了および異議申立預託金の返還)</b>            1. 利用者は、次の第 1 号で定める異議申立手続終了事由が生じ、かつ第 2 号で定める異議申立預託金の返還許可の申立ができる者の場合、<b>第 45 条、第 47 条</b>の異議申立手続の終了を申出で、でんさいネットに対し、異議申立預託金の返還許可を請求できるものとします。</p> <p>4. 債務者は、第 1 項の定めにかかわらず、<b>第 45 条</b>により預け入れた異議申立預託金について、不正作出を理由として、当社所定の書面 (異議申立預託金返還許可請求書等) にて異議申立預託金の返還許可を請求できるものとし、この場合、次項以降のとおり定めるものとします。</p> <p><b>第 49 条 (支払不能処分調査請求) ~</b>  <b>第 69 条 (協議事項) まで 項番のみ変更 (繰り下げ)</b></p> <p style="text-align: right;">以上</p>